

(総則)

- 第1条 派遣先及び派遣元は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、この契約（この約款及び仕様書の内容とする労働者の派遣契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。
- 2 この契約は、労働者派遣法に基づき、派遣元がその雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を派遣先に派遣し、派遣先が派遣労働者を指揮命令して頭書の派遣業務（以下「派遣業務」という。）に従事させることを目的とする。
- 3 派遣元は、この契約の目的を達成するために、必要な能力、知識及び経験を備える派遣労働者を派遣先に派遣しなければならない。
- 4 派遣元は、派遣労働者が派遣先の指揮命令に従い、派遣先の職場における諸規程等を遵守するように、教育、指導その他必要な措置を講ずるものとする。
- 5 この契約書に定める請求、承諾、要請及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(秘密の保持)

- 第2条 派遣元は、派遣業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

- 第3条 派遣元は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、派遣先が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。
- 2 前項の契約保証金の額は、契約金額（発注者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の100分の10以上としなければならない。
- (権利義務の譲渡等の禁止)

- 第4条 派遣元は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ派遣先の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

- 第5条 派遣元は、派遣業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、派遣業務の性質上特に派遣先がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 派遣元は、他の労働者派遣事業者から派遣を受けた労働者を派遣先に派遣しては

ならない。ただし、派遣業務の性質上特に派遣先がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(派遣先責任者等)

第6条 派遣先は、派遣先責任者及び派遣労働者を直接指揮命令する者を定め、派遣元に通知するものとする。派遣先責任者等を変更した場合も、同様とする。

(派遣元責任者等)

第7条 派遣元は、派遣元責任者を定め、派遣先に通知するものとする。派遣元責任者等を変更した場合も、同様とする。

(派遣元に対する措置請求等)

第8条 派遣先は、派遣労働者が派遣業務の従事に当たり、遵守すべき派遣先の業務処理方法等に従わないとき又は業務処理の能率が著しく低いと認められるときは、その理由を明示して、派遣元に対し、派遣労働者の変更を請求することができる。

2 派遣元は、第1項及び第2項に規定する請求があったときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を派遣先に通知しなければならない。

(苦情処理)

第9条 派遣先及び派遣元は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を定め、相互に通知するものとする。苦情の申出を受ける者を変更した場合も同様とする。

2 派遣先又は派遣元の前項の者が苦情の申出を受けたときは、派遣先及び派遣元の密接な連携の下に、その迅速かつ適切な処理を図るものとする。

3 前項により苦情を処理した場合には、派遣先又は派遣元は、その結果について必ず派遣労働者に知らせなければならない。

4 派遣先及び派遣元は、自らその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

(安全衛生等)

第10条 派遣先及び派遣元は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の法令に定める規定を遵守し、派遣労働者の労働基準、安全衛生等の確保に努めるものとする。

2 派遣元は、派遣労働者を派遣する前に、雇入れ時の安全衛生教育を実施するものとする。

(派遣先に対する損害賠償)

第11条 派遣元は、派遣業務の遂行上において、派遣元又は派遣労働者の責に帰すべき事由により派遣先に損害を与えた場合には、派遣先の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による損害賠償の額は、派遣先と派遣元とが協議のうえ定めるものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 派遣元は、派遣業務の遂行上において、派遣元又は派遣労働者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければな

らない。

- 2 前項の規定による損害賠償の額は、派遣先と派遣元とが協議のうえ定めるものとする。

(検査等)

第13条 派遣先は、毎月、当該月終了後速やかに、派遣労働者ごとの1月間の就業状況を、派遣元に通知するものとする。

- 2 派遣元は、前項の内容を確認し、1月間の派遣実績を取りまとめ、速やかに派遣先に通知し、派遣先の確認を受けるものとする。
- 3 派遣先は、仕様書等に別に定める場合を除き、前項の規定による通知があった日から起算して10日以内（以下「検査期間」という。）にこの通知について確認を行うものとする。
- 4 前項の確認は、当該月の派遣業務についての検査とし（以下「完了検査」という。）、完了検査の合格をもって当該月の派遣業務が完了したものとする。

(派遣料金の支払)

第14条 派遣元は、完了検査に合格したときは、契約単価に当該月の派遣労働者の実働時間の合計時間（契約単位に満たない場合の実働時間については、15分単位で積算することとし、15分未満の端数がある場合は、これを切り上げる。）を乗じて得た額当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（以下「派遣料金」という。）を請求することができる。ただし、請求額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 2 派遣先は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の派遣料金を支払わなければならない。
- 3 派遣先がその責に帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 派遣先は、派遣元が派遣先に損害を与えたときには、派遣先と派遣元とが協議成立までの間、第1項の派遣料金の支払を保留することができる。
- 5 派遣先がその責に帰すべき事由により、第2項の規定による派遣料金の支払が遅れた場合において、派遣元は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額の遅延利息（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を派遣先に請求することができる。

(履行不能の場合の措置)

第15条 派遣元は、派遣元の責めに帰すべき理由以外の理由により派遣業務の全部又は一部について履行不能となったときは、直ちに派遣先に通知し、派遣先の指示に

従わなければならない。

(契約内容の変更)

第16条 派遣先が必要と認めたときは、派遣元と協議の上、契約内容を変更することができる。

(談合行為に対する措置)

第17条 派遣元は、この契約に係る入札等に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を派遣先に支払わなければならない。この契約による派遣業務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、派遣元に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
  - (2) 派遣元又は派遣元の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、派遣元又は派遣元の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、派遣先は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、派遣先の派遣元に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第18条 派遣先は派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
- (2) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
- (3) 派遣法等関係法令に違反して、労働者派遣事業の許可を取り消され、もしくは事業停止命令を受け、又はその有効期間の更新ができなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、派遣業務に着手すべき期日を過ぎても派遣業務に着手しないとき。
- (5) 派遣業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (6) 正当な理由なく、派遣先との協議事項に応じないとき。
- (7) 正当な理由なく、派遣労働者の変更に応じないとき。
- (8) 派遣元が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（派遣元が個人である場合にはその者を、派遣元が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、派遣元が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例

第6号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 派遣労働者がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と派遣契約を締結したと認められるとき。

ト 派遣元が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、派遣先が派遣元に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、派遣元がこれに応じなかったとき。

(9) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除された場合に派遣元に損害が生ずることがあっても、派遣元は、派遣先に対してその損害の賠償を求めることができない。

3 派遣先は、第1項に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

4 派遣先は、前項によりこの契約を解除しようとするときは、この契約を解除しようとする日の30日前までに、派遣元に通知するものとする。この場合において、派遣元から請求があったときは、派遣先は、この契約の解除を行った理由を派遣元に通知するものとする。また、派遣先は、契約期間が満了する前に派遣労働者の責めに帰すべき事由以外の事由によって、前項の規定による解除を行うときは、当該契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

5 派遣先は、前項の規定によりこの契約を解除する場合において、当該契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、派遣元が当該契約に係る派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額、または派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合で、派遣先が30日以上前に通知をしなかったことにより、派遣元が派遣労働者に解雇の予告をしなかったときは30日分以上の賃金に相当する額、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは、30日に満たない日数分以上の賃金に相当する額以上の額を賠償しなければならない。その他派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講じることとする。

6 派遣元は、派遣先の責めに帰すべき事由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の賠償金)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、派遣先は、契約金額の100分の10に相当する金額（派遣先に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

(1) 前条1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 派遣元がその債務の履行を拒否し、又は、派遣元の責めに帰すべき事由によって派遣元の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 派遣元について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 派遣元について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 派遣元について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、派遣先は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる、又は、派遣料金その他、派遣元に支払うべき債務と相殺することができる。

(契約保証金の返還)

第19条 派遣先は、派遣元が履行期間中の全ての派遣業務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(派遣期間満了後の派遣労働者の採用)

第20条 派遣先は、派遣期間の満了後に派遣労働者を職員に採用する意思がある場合には、事前に当該意思を派遣元に通知するなど採用が円滑に行われるよう適切に対応するものとする。

(派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置)

第21条 派遣先は、当該労働者派遣契約の契約期間においては、派遣元に雇用されている派遣労働者を雇用することはできない。

2 派遣先が労働者派遣契約終了後に、当該派遣労働者を雇用しようとするときには、契約期間終了の2か月前までに、あらかじめ派遣元にその旨文書にて通知しなければならない。

3 前項により派遣先から通知を受けた場合、派遣元は、当該派遣労働者の希望を最優先に対処しなければならない。ただし、派遣先における雇用の条件の提示、雇用申込の受託の可否の通知等は、派遣先と当該派遣労働者間で行うものとする。

(個人情報保護)

第22条 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別紙「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

2 受託者は、個人情報授受、輸送、保管、廃棄、その他個人情報の保護について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関する訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、派遣先の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第24条 派遣元は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 派遣元は、派遣先から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、派遣先と派遣元とが協議のうえ定めるものとする。